

# 令和5年度 第1回 集団指導資料

---

豊島区介護保険課

令和4年度 運営指導での減算・過誤となった指摘事項について

(居宅介護支援事業所)

令和4年度の運営指導（居宅介護支援事業所に対する運営指導）において、改善を要する文書指摘となったもののうち、「運営基準減算」および「過誤請求」の対象となったものがありました。

下記の5つの項目について、実際の指摘内容と注意すべきポイントについて、あらためてご確認ください。

1. モニタリング
2. 特定事業所加算

運営基準減算について

3. 入院時情報連携加算
4. 退院・退所加算
5. 通院時情報連携加算

---

## 1. モニタリング

【指摘事項】 （結果通知に記載された改善を要する指摘事項です。）

- ・モニタリングの結果の記録が確認できませんでした。
- ・モニタリングにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ったことが記録上確認できませんでした。
- ・モニタリングを実施した記録が確認できませんでしたので、「運営基準減算」に該当します。

【ポイント】 （以下が満たされている必要があります。）

- モニタリングは1月に1回行う
- 利用者の居宅を訪問する
- 利用者に面接する
- モニタリング結果を記録する

【根 拠】

介護支援専門員は、第12号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録すること。

【根拠：区条例第22条第14号、施行要領第三の3(13)⑭】

注3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注3の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長(特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。)は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

【根拠：老企第36号第3の6】

---

## 2. 特定事業所加算

### 【指摘事項】

・モニタリングを実施した記録が確認できませんでしたので、「運営基準減算」に該当します。該当月について「特定事業所加算」(●)も算定できません。

### 【ポイント】

運営基準減算となるようなものがないか。

※運営基準減算があった場合、特定事業所加算についても過誤請求の対象となります。

### 【根拠】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

#### 【根拠：告示別表ハのイ～ニ】

八十四 居宅介護支援費における特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
  - (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
  - (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。
  - (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
  - (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
  - (8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
  - (9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
  - (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満であること。
  - (11) 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
  - (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
  - (13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。))以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(2)、(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。
  - (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。
- (2) ロ(2)の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

ニ 特定事業所加算(A) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。ただし、イ(4)、(6)、(11)及び(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。
- (2) ロ(2)の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。
- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。)で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所((1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

【根拠：老企第36号第3の11】

「運営基準減算」について 運営基準の中でも守らないと減算となるルールがあります。

1. 新規依頼があったとき必要なこと（できていないと契約月から解消される月の前月まで減算）

利用者に以下を説明して理解を得る（文書を交付して口頭で説明する。利用者の署名を受ける）

- (1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
- (2) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明。
- (3) 前6月間の居宅サービス計画における訪問介護や通所介護等のサービスが位置付けられたそれぞれのサービスの割合。
- (4) 前6月間の居宅サービス計画における訪問介護や通所介護等の回数の内、同一のサービス事業者によって提供されている割合。

※重要事項説明書への記載。※支援経過への記録。

2. 毎月のモニタリング（モニタリング訪問＋面接＋記録がない月は減算）

居宅サービス計画の実施状況の把握を行う。

- (1) 毎月利用者の居宅を訪問して面接する。
- (2) モニタリングの内容を記録する。

◆モニタリングを行えなかったことがやむを得ない特段の事情の例

- ・月の間中入院していた場合
- ・入院していた利用者が居宅支援事業所の休務日の月末に退院した場合（このときは翌月早々にモニタリングを行うこと）

3. 居宅サービス計画に変化が生じたがとき（できていないと居宅サービス計画の目標期間開始月から解消された月の前月まで減算）

- ・ 居宅サービス計画の新規作成時
- ・ 居宅サービス計画の変更時
- ・ 要介護更新認定を受けたとき
- ・ 区分変更認定を受けたとき

やらなければならないこと 5つ

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接してアセスメントを行う
- (2) 居宅サービス計画の原案を作成する
- (3) サービス担当者会議を行う
- (4) 居宅サービス計画の原案について利用者又は家族に対して説明して文書により利用者の同意を得る
- (5) 居宅サービス計画を利用者、個別サービス担当者に交付する

4. 算定率 基本報酬×50/100

※2か月以上継続しているときには、2か月目以降は基本報酬算定不可となります。



---

### 3. 入院時情報連携加算

#### 【指摘事項】

・利用者が病院に入院するにあたって、当該病院の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供していたか記録上確認ができませんでした。入院時情報連携加算（●）については、「過誤請求」の対象となります。

#### 【ポイント】

- 病院又は診療所の職員に対し情報を提供する
- 入院日、心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等の情報提供する
- 情報提供を行った①日時、②場所、③内容、④提供手段等を居宅サービス計画等に記録する

#### 【根 拠】

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【根拠：告示別表ホのイ（入院時情報連携加算(I)）、ロ（入院時情報連携加算(II)）】

入院時情報連携加算について

#### (1) 総論

「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況(例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など)及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者一人につき、1月に1回を限度として算定することとする。

また、情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

## (2) 入院時情報連携加算(I)

利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

## (3) 入院時情報連携加算(II)

利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

**【根拠：老企第36号第3の13】**

---

## 4. 退院・退所加算

### 【指摘事項】

- ・ 利用者の退院にあたり、病院の職員と面談を行い、当該利用者に係る必要な情報の提供を受けていたか記録上確認できませんでした。
- ・ 病院から退院にあたり病院職員から情報収集を行っていることは確認できましたが、カンファレンスの要件を満たしていませんでした。
- ・ 利用者に関する情報の提供を受けた後、居宅サービス計画を作成していませんでした。
- ・ 退院退所加算（●）●については、「過誤請求」の対象となります。

### 【ポイント】

- 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談する
- 利用者に関する必要な情報の提供を受ける
  - 【退院退所加算（Ⅰ）イ】 カンファレンス以外の方法で1回
  - 【退院退所加算（Ⅰ）ロ】 カンファレンスで1回
  - 【退院退所加算（Ⅱ）イ】 カンファレンス以外で2回以上
  - 【退院退所加算（Ⅱ）ロ】 2回以上提供を受け、うちカンファレンスで1回以上
  - 【退院退所加算（Ⅲ）】 3回以上提供を受け、うちカンファレンスで1回以上
- 居宅サービス計画を作成する
- 居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行う
- カンファレンス（※）の要件を満たすこと

(※) カンファレンス

**【病院・診療所】**

- 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 の要件を満たす
- 退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する

**【介護老人福祉施設】**

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 7 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議
- 基準第 2 条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加
- 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する

**【介護老人保健施設】**

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 8 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された会議
- 基準第 2 条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加
- 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する

**【介護療養型医療施設】**

- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第 9 条第 5 項に基づ

き、患者に対する指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議

- 基準第 2 条に掲げる介護療養型医療施設に置くべき従業者及び患者又はその家族が参加
- 退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する

#### 【介護医療院】

- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 12 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議
- 基準第 4 条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加
- 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する

#### 【地域密着型介護老人福祉施設】

- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第 134 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議
- 基準第 131 条第 1 項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加
- 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する

## 【根 拠】

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生労働省告示第 21 号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

### 【根拠：告示別表へのイ～ホ該当選択】

#### 退院・退所加算について

##### (1) 総論

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）への入所をしていた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

##### (2) 算定区分について

退院・退所加算については、以下の①から③の算定区分により、入院又は入所期間中1回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。）のみ算定することができる。また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この(2)において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

#### ① 退院・退所加算(I)イ・ロ

退院・退所加算(I)イ及びロについては、病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定可能であり、うち(I)ロについてはその方法がカンファレンスである場合に限る。

#### ② 退院・退所加算(II)イ・ロ

・ 退院・退所加算(II)イについては、病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定が可能。

・ 退院・退所加算(II)ロについては、病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能。

#### ③ 退院・退所加算(III)

退院・退所加算(III)については、病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能。

#### (3) その他の留意事項

① (2)に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。

##### イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

##### ロ 地域密着型介護老人福祉施設

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号。以下このロにおいて「基準」という。）第 134 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 131 条第 1 項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

#### ハ 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号。以下このハにおいて「基準」という。）第 7 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

#### ニ 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号。以下このニにおいて「基準」という。）第 8 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

#### ホ 介護医療院

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号。以下このホにおいて「基準」という。）第 12 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 4 条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

#### ヘ 介護療養型医療施設（平成 35 年度末までに限る。）



健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下このへにおいて「基準」という。）第 9 条第 5 項に基づき、患者に対する指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護療養型医療施設に置くべき従業者及び患者又はその家族が参加するものに限る。また、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

- ② 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1 回として算定する。
- ③ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後 7 日以内に情報を得た場合には算定することとする。
- ④ カンファレンスに参加した場合は、(1)において別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

【根拠：老企第 36 号第 3 の 14】

---

## 5. 通院時情報連携加算

### 【指摘事項】

- ・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に当該利用者に係る必要な情報の提供を行っていか記録上確認ができませんでした。また、同席にあたって利用者の同意も得ていませんでした。
- ・ 医師等に対して提供した情報と医師等から得た情報について、記録が確認できませんでした。また、利用者の同意を得ていたか記録から確認できませんでした。
- ・ 通院時情報連携加算については、「過誤請求」の対象となります。

### 【ポイント】

- 医師の診察時にケアマネが同席する
- 医師等に対して、利用者の心身の状況や生活環境等、利用者に係る必要な情報の提供をする
- 居宅サービス計画に記録する
- 利用者の同意を得て連携する

### 【根拠】

注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

### 【根拠：告示別表ト】

通院時情報連携加算

当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。

**【根拠：老企第 36 号第 3 の 15】**

---

「区条例」：豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 30 年 3 月 27 日豊島区条例第 21 号）

「区規則」：豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例施行規則（平成 30 年 3 月 30 日豊島区規則第 42 号）

「施行要領」：豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領（平成 30 年 6 月 25 日 30 豊保介発第 1022 号）

「告示」：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号）

「老企第 36 号」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）